

うと 福祉だより

○この広報誌にかかる費用の一部は赤い羽根共同募金の配分金が使われています。

ふれあいネットワーク

編集・発行
熊本県宇土市浦田町44番地
宇土市福祉センター内
社会福祉法人宇土市社会福祉協議会
☎0964-23-3756
E-mail/utoshakyou@kumamoto.email.ne.jp
URL/http://www.utoshakyou.jp/
印刷 社会福祉法人 熊本県コロニー協会
コロニー印刷



歳末助けあい 市民のつどい

12月3日に、第39回歳末助けあい「市民のつどい」を開催しました。これは、市内に住んでいらっしゃる要援護世帯の方々等への助けあい運動の一環として、開催したものです。(県共同募金会宇土市共同募金委員会と市社会福祉協議会共催)

午前の部は、熊本地震の影響で二年ぶりのチャリティーバザーを鶴城中学校体育館で開催しました。二千五百十五点の商品が集まり、三十八万二千七百一円の益金がありました。朝から多くの来場者で、賑わいました。

午後の部は、市民会館大ホールで、社会福祉功労者の表彰や芸能大会が開かれ、三十八の団体及び個人芸が披露されました。また、来場者や出演者が浄財を募金されるなどボランティア精神あふれる大会となりました。

歳末助けあい
市民のつどい

ご報告

商品収集にボランティア

社会福祉功労者表彰

今回も商品収集には、婦人会・嘱託会・民生委員・老人クラブの方々や多くのボランティアの皆さんにご協力をいただきました。また、婦人会の皆さんを主体としたボランティアの皆さんのご協力で商品に値付けを行いました。

今年も社会福祉功労者として次の方々が表彰を受けられました。(敬称略)

- ・社会福祉協力者(高額寄附者) 鏡 登美夫
- 松内 英明
- ・社会福祉団体永年勤続者 小郷 幸治 (民生委員)
- 杉田 千恵美 (民生委員)
- 園田 正弘 (民生委員)
- 中園 久道 (民生委員)



バザー会場の様子

◎ボランティア協力人数

11月29日(商品値付け)	42名
12月 3日(前日準備)	14名
12月 4日(当日)	19名
合計	75名

芸能大会記名寄付者

バレエスタジオ ラ・フルール/花園ふれあいダンス/緒方一義/HKコオロア・ウラ
網田レクダンス/プルメリア
リフレッシュ体操教室/本田美智子/社交ダンスクラブ
ドリーム/宇土市PTA O B
有志の会 山本浩生/花園公民館ダンス/オハナ アロハ
フラ ジンジャーリリー/金もくせい
の会/レクリエーションダンス
宇土市地域婦人会連絡協議会
宇土ライオンズクラブ/宇土高校和太鼓部「鼓」有志/汐
崎彩バレエスクール/紫垣五十一/藤末卓月と宇土ブラ
ザーズ/オハナアロハ
スヒップ/網舞会/九谷一也
社交ダンスあすなる/ホヌ・
フラスタジオ中田教室/コオ
ロア・ウラ御領橋/宇土市児
童合唱団/緑川ダンスクラブ
西村春子/オハナ アロハ
フラ シバオ/KH Aタヒチ
アン本部教室/網津あじさい
健康ダンス/宇土おじゃめ愛
好会/翔踊会/ジュニア3B
体操/網津校区婦人会/本田
美千代/リバーストーン宇土

益金は在宅福祉に配分

市民のつどいで集まったお金は、期間中に寄せられた歳末助けあい募金と合わせて市内在住の要援護世帯(七十五世帯)や地区社会福祉協議会へ配分しました。

要援護世帯への見舞金は、市民の皆さんにかわって民生委員が直接手渡され、見舞金

募金の総額

バザー売上	382,701円
玄関募金鍋	194,039円
舞台募金箱	249,350円
広告料	180,000円
計	1,006,090円



前日準備の様子



バザー値付けの様子

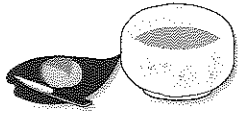
を受けられた皆さんからは、たいへん感謝されました。

☆地域サロン☆に
おじゃましました!

御領橋サロンでは、3〜4
か月に1回、地域の方々が自
分達の特技や趣味を披露し、
サロンを開催されています。
11月は本格的なお茶会が行
われ、地域の皆さんも毎回楽
しみにされています。

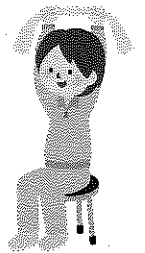


御領橋 地域サロン



城之浦地区 わこうど会

わこうど会は、平成30年1月から
始まり、毎月第2火曜日の10時か
ら開催されています。地域の皆さん
が参加することで、いざ、災害に遭つ
た際にも皆で声をかけ合い、助け
合いができるようになればと発足さ
れたものです。タオル体操や講話、
茶話会で交流を深められています。



日赤活動資金へのご協力に感謝します
平成30年度日赤会費募集のお願い

毎年、赤十字会員の会費の募集等では市民の皆様
にご協力いただき、ありがとうございます。平成29
年度は3,773,000円を活動資金として日赤熊本県支
部へ送納することができました(1月末現在)。こ
の活動資金によって赤十字社は国内外での災害時救
援活動など、さまざまな事業を展開することができ
ます。

来年度も5月の会員増強運動月間を中心に各地区
婦人会(日赤奉仕団)や嘱託員の方が、日赤会費募
集について各世帯を訪問されますので、ご協力を
お願いします。

〔29年度実績〕1月末現在	
会費	3,246,500円
寄付金	326,500円
法人寄付金	200,000円
合計	3,773,000円

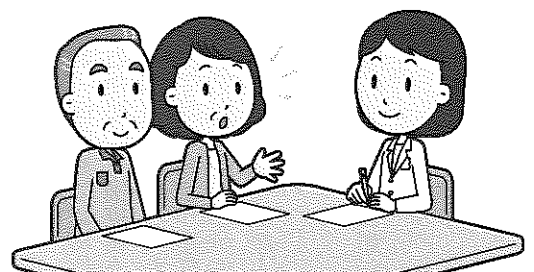
地域支え合いセンターから

地域支え合いセンターでは、皆様に熊本地震によ
る仮設住宅・みなし仮設住宅入居者等の安心して日
常生活を送っていただくために、総合相談や健康相
談、見守り等を行っています。

地震に伴うお悩みやお困り事等がありましたら、
お気軽に地域支え合いセンターにご連絡ください。

【連絡先】 ☎ 0964-23-3756

☎ 070-4713-3257 (直通)



生活福祉資金 貸付制度のご案内

◇生活福祉資金とは

この貸付制度は、低所得者・障がい者または高齢者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

◇資金の種類

- ・総合支援資金(生活支援費・住宅入居費・時生活再建費)
- ・失業者等日常生活全般に困難を抱えており生活立て直しのために継続的な相談支援(就労支援・家計指導等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯であつて、次の①～⑤の条件にも該当する世帯に対して貸付ける資金
- ① 低所得世帯であつて、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となつてゐること
- ② 本人確認が可能であること
- ③ 現に住居を有していること
- ④ または、住宅手当特別措置事業における住宅手当の申請を行い、住宅の確保が確実に見

込めること

- ④ 実施主体及び関係機関から、貸付け後の継続的な支援を行うことに同意し、自立した生活と償還を見込めること
- ⑤ 失業等給付、生活保護、就職安定融資、年金等の他の公的給付または公的な貸付を受けることができず、生活費を賄うことができないこと
- ・教育支援資金
(教育支援費・就学支援費)
- ・高校短大・大学等の就学に際し必要な経費としての貸付資金
- ・福祉資金
(福祉費)
- 低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯(日常生活上療養または介護を要する高齢者が属する世帯に限る)に対して、日常生活を送るうえで、または自立した生活に資するために一時的に必要であると見込まれ、必要な経費としての貸付資金
- ① 生業費・技能習得費は、事業を始めた後、事業の立て直しをするための商品・材料の仕入れ費、営業車、漁船の購入や店舗の改築などに必要な経費。
- ② 住宅の増改築、補修等や公営住宅の譲り受けに必要な経費。
- ③ 福祉用具等の購入に必要な経費。
- ④ 障害者用自動車の購入に必

要な経費。

- ⑤ 負傷・疾病の経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費。
- ⑥ 介護サービス等受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費。
- ⑦ 災害を受けたことにより臨時に必要な経費。
- ⑧ 冠婚葬祭に必要な経費
- ⑨ 住居の移転等給排水設備等の設置に必要な経費。
- ⑩ その他
(緊急小口資金)
- 次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が、困難となつた場合の費用(限度額10万円)
- ① 医療費または、介護費の支払
- ② 給与等の盗難または、紛失
- ③ 災害等の被災によつて、生活費が必要となるとき。
- ④ その他これらと同等のやむを得ない事由によるとき。
- ・不動産担保型生活資金
※要保護世帯向けを含む
- 一定の住居不動産を所有し将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯もしくは要保護の高齢者世帯に対して、当該不動産を担保として生活費を貸付ける資金
- ・臨時特例つなぎ資金
住居のない離職者で離職者を支援する公的給付または公的制度の申請を受理されている人に

対して当面の生活費を貸付ける資金

◇貸付対象

- ・低所得世帯
- ・世帯収入が一定基準内の世帯
- ・障がい者世帯
- ・身体障がい者手帳・療育手帳
- ・精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている人の属する世帯
- ・高齢者世帯
- ・65歳以上の高齢者の属する世帯
- ・宇土市内に居住(または予定)している人
- ◇貸付の対象とならない人
- ・他法・他制度(日本学生支援機構・母子寡婦福祉資金・その他公的資金の借入等)の利用ができる人の属する世帯
- ・すでに生活福祉資金を借入れて滞納している人の属する世帯及びその連帯保証人
- ◇貸付利率
- ・総合支援資金・福祉費(福祉資金)は連帯保証人を立てる場合は、無利子。連帯保証人を立てることができない場合は、年1.5%
- ・教育支援資金・緊急小口資金(福祉資金)・臨時特例つなぎ資金は無利子
- ・不動産担保型生活資金(要保護世帯向けを含む)年3%または、当該年度における4月1日時点の銀行の長期プライムレートのいずれか低い利率

◇延滞利子

・償還最終期限を過ぎた場合は、残元金に対して年5%の延滞利子が加算されます。

◇償還期間

・貸付資金、貸付金額により異なります。

◇貸付の決定と返済方法

・お申込になつた資金は、熊本県社会福祉協議会で審査され決定します。決定された資金は、宇土市社会福祉協議会を通じ、借入書を提出された数日後に交付されます。償還期日が近づくと「払込用紙」が届きます。返済計画に従つてお近くの金融機関等で払い込んでいただきます。なお、審査結果によつては、資金の貸付ができない場合があります。

◇連帯保証人

原則として一人必要。但し連帯保証人を立てることができない場合でも貸付け可能。

◇連帯借受人

就職、転職、就学または技能を習得するために、福祉費または教育支援資金を借り入れる場合は、生計中心者が連帯借受人として加わることが必要。その場合は、連帯保証人は不要。

◇添付書類

資金の種類により添付書類が異なります。

◇相談窓口

宇土市社会福祉協議会
電話②・3756

寄附ご報告

市社協に御寄附をいただきました。皆様
の善意に心より感謝申し上げます。社会福
祉事業に有効に使わせていただきます。
平成29年11月1日から平成30年2月15日
受付分(敬称略)



- ▽宇土市築籠町 村上 謙吾(金一封)
- ▽宇土市長浜町 水間チズ子(金一封)
- ▽宇土市下網田町 宇土マリーナ物産館出荷協議会(金一封)
- ▽宇土市下網田町 (株)ベルポート宇土(金一封)

お気軽にご利用ください

さまざまな相談窓口

※個人情報厳守します。

お問い合わせ先

市消費生活センター

☎ 3251

消費生活相談員の派遣

内容 老人会、町内会、婦人会

等の会合に出向き、消費者トラ

ブルの事例、解決の方法、契約

の基礎について講演します。

講師 消費生活相談員

講師料は無料です。

お問い合わせ先

市商工観光課

☎ 1111 (内線612)

司法書士無料相談

日時 第4木曜日 午後1時～

4時(電話相談はできません)

※要電話予約

場所 市消費生活センター

(市役所別館一階)

相談方法 来所(1人30分以内)

受付順6名まで

お問い合わせ先

市商工観光課

☎ 1111 (内線612)

秘密厳守

相談無料

宇土ふれあい福祉相談所

宇土市福祉センターでは、市民の方々のいろんな相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

※なお、相談に関係する書類をご持参ください。一部宇土市福祉センター以外の会場での相談もありますので、下記をご確認ください。

○専門相談(祝日の場合は休み)

家庭相談 (月・火・木曜日の8:30～17:00)

山本 克則

婦人相談 (月・水・金曜日の8:30～17:00)

黒田須美子

法律相談 (第3金曜日の13:00～16:00)

荻迫 光洋弁護士

(受付時間は12:30～15:30)

受付順8名まで

成年後見相談 (第1金曜日の13:00～16:00)

熊本県司法書士会

不動産相談 (完全予約) 下記電話にお問い合わせください。

熊本県宅地建物取引業協会宇城支部

年金相談 (第1・第3木曜日の10:00～15:00)

熊本東年金事務所(予約先:096-367-2503)

会場:宇土市保健センター1階会議室

行政相談 (第2・第4水曜日 10:00～15:00)

行政相談員

会場:市役所防災棟会議室

介護相談 (予約制) 介護福祉士・介護支援専門員

権利擁護事業相談 (毎週火曜日 10:00～15:00)

井上 秋利

生活困窮者総合相談 (月～金曜日の9:00～17:00)

相談支援員

ふれあい福祉相談

月曜から金曜(10:00～15:00)(祝日の場合は休み)

※日常生活の中の困りごと、悩みごとについて助言や援助を行います。

ふれあい福祉相談員

月曜 前川美智子

火曜 西村 敬司

水曜 西村 純子

木曜 栗原 律子

金曜 宮迫 亮平

※家庭相談、婦人相談、ふれあい福祉相談については下記電話及びFaxでも相談できます。

☎ 23-3757(代)

FAX 22-4971

※その他の相談は原則会場までお越しください。

ふくしがわかるクイズ

パート100

次の2つの問題の中から正解と思われるものをそれぞれ1つ選んで回答を官製ハガキに記入のうえ、ご応募ください。

①毎年、日赤活動資金へご協力いただきありがとうございます。平成29年度は三百八十万円近くの活動資金を日赤熊本県支部へ送納することができました。この活動資金によって赤十字社は国内外での

災害時救援活動などさまざまな事業を展開することができ、来年度も各地区婦人会(日赤奉仕団)や嘱託員の方々が、日赤会費募集について各世帯を訪問されますのでご協力をお願いします。さて、赤十字会員増強月間で正しいのは次のどれでしょうか。

- A 3月
- B 5月
- C 8月

②歳末助けあい市民のつどいでは、今回も商品収集には、婦人会・嘱託会・民生委員・老人クラブの方々や多くのボランティアの皆さんにご協力をいただきました。また、婦人会の皆さんを主体としたボランティアの皆さんのご協力で商品に値付けを行いました。

さらに、前日の会場の設営から準備、当日のチャリティバザー及び芸能大会についても、多くのボランティアの皆さんにご協力をいただきました。

さて、市民のつどいにご協力いただいたボランティアの数で正しいのは次のどれでしょうか。

- A 58人
- B 75人
- C 88人



〔応募方法〕
官製ハガキに問題の答え、住所(宇土市以外は不可)、氏名、年齢、ご意見・ご要望を記入の上、〒869-0492宇土市浦田町44市社協「ふくしがわかるクイズ」係までお寄せください。
全問正解者の中から抽選で10名の方に千円相当の図書カードをプレゼントします。

×切は4月2日(当日消印有効)。なお、当選者の発表は商品の発送をもってかえさせていただきます。
(前回の正解は①・C、②・Bでした。)

福祉マンガ 秋ま山
みんないいひと
みんないいこと
提供 相模原市社協

